

資料編

1 介護保険運営協議会

1-1 東松山市介護保険運営協議会条例

(設置)

第1条 市が実施する介護保険事業の運営に関し、有識者及び市民による評価、審議等を行うため、東松山市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条に規定する介護保険事業計画の策定及び進行管理に関する事。
- (2) 法第8条第14項の地域密着型サービス及び法第8条の2第12項の地域密着型介護予防サービスを提供する者の指定及び運営に関する事。
- (3) 法第115条の23第3項に規定する指定介護予防支援の一部委託に関する事。
- (4) 法第115条の46第1項の地域包括支援センターの運営に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営について市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 介護、保健、医療及び福祉関係者
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

資料編

るところによる。

- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条第2項から第4項まで及び第9条の規定は、部会について準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、介護保険事業を主管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月24日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第11号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。



東松山市介護保険運営協議会

1-2 委員名簿

区分	氏名	所属	備考
(1) 学識経験者	稲葉 一洋	群馬医療福祉大学大学院特任教授	会長
	市川 常雄	唐子地区ハートピアまちづくり協議会会長	
(2) 介護・保健・医療・福祉関係者	鋤柄 稔	比企医師会地域包括ケアシステム担当理事	
	澤田 喜雄	東松山市社会福祉協議会事務局長	～R2. 3. 31
	新井 弘		R2. 4. 1～
	奥村 一彦	東松山市介護保険サービス事業者協議会会長	
	坂田 雅則	東松山市社会福祉協議会在宅福祉課副課長	
	本田 美紀	東松山医師会訪問看護ステーション管理者	
	小林 春江	東松山市介護支援専門員連絡協議会会長	～H31. 4. 20
	大木 英生		H31. 4. 21～
	安藤 幸男	株式会社福祉の街 取締役会長	
	中里 礼子	わかばの丘地域包括支援センター管理者	
	伊藤 文彰	埼玉成恵会病院 医療相談員	
	武田 耕典	東松山病院医療福祉相談室室長	
池田 寛之	松仁会常務理事		
(3) 団体等の役員又は委員	堀田 昌宏	東松山市シルバー人材センター事務局長	～R2. 6. 30
	新井 豊		R2. 7. 1～
	都築 好行	東松山市民生委員・児童委員協議会連合会 高齢者福祉部会長	～R1. 11. 30
	内山 二郎		R1. 12. 1～
	寺田 友彦	東松山市シニアクラブ連合会会長	～R1. 5. 21
	須藤 博一		R1. 5. 22～
(4) 市民の代表	島田 多賀子	公募委員	

2 計画の策定過程

第8期計画策定にあたり、次のとおり、東松山市介護保険運営協議会を開催しました。同協議会は、老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び進行管理に関するものの他、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業者の指定、指定介護予防支援の一部委託、地域包括支援センターの運営等も審議することとなっており、協議事項等にはそれらの項目も含まれています。議事のうち、第8期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する流れを整理しました。

年	月	開催会議等	協議事項等
令和 2年	3	令和元年度第3回	<p>計画の策定にあたり、基礎資料とすることを目的に実施したアンケート調査の回収状況の報告、国の動向を確認しました。</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業者の指定について ○第8期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ○介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託先事業所の承認について ○令和2年度地域包括支援センター事業計画等について
	7	令和2年度第1回	<p>第7期計画の実績を評価するとともに、第8期計画の概要、統計データやアンケート調査結果から見られる現状を確認しました。</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業者の指定について ○介護予防支援・介護予防マネジメント業務委託事業所の承認について ○令和元年度地域包括支援センターの実績報告について ○第7期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況（令和元年度実績）について ○第8期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について
	10	令和2年度第2回	<p>第8期計画の策定にあたり、施設等の整備方針や計画の基本的方向（基本目標、方針、施策の柱、施策）を確認しました。</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業者の指定について ○第8期計画における施設等整備について ○第8期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について

年	月	開催会議等	協議事項等
令和 2年	11	令和2年度第3回	<p>第8期計画の施策の展開として、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組内容を確認しました。</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業者の指定について ○介護予防支援・介護予防マネジメント業務委託事業所の承認について ○第8期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について
	12	令和2年度第4回	<p>第8期計画の介護保険事業の運営で、事業量等の見込を確認しました。</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業者の指定について ○第8期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
令和 3年	2	令和2年度第5回	<p>第8期計画案に対して、実施したパブリックコメントの結果を確認しました。</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第8期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について ○地域密着型サービス事業者の指定について ○令和3年度地域包括支援センター事業計画等について

3 用語集

用語	説明
あ行	
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technologyの略。 パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ITとほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communicationという言葉を入れたICTが用いられている。
アドバンス・ケア・プランニング (ACP)	人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み。
一般介護予防	要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、すべての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。
SDGs (エスディーゼーズ)	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

か行	
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された介護保険施設。
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防支援	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。
介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つ。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援(配食・見守り等)、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。

機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション(社会的機能訓練)等がある。
ケアハウス	「軽費老人ホーム」参照。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。
ケアラー	介護や看病、療育が必要な家族や親近者を無償でサポートすること。
軽費老人ホーム	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。 A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として60歳以上の人が対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。
権利擁護	認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。
コーホート法	同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のこと。人口推計に用いる方法に「コーホート要因法」や「コーホート変化率法」がある。
高齢化率	高齢者の人口比率。65歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。

さ行	
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
若年性認知症	18歳から64歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因が様々である。10万人当たり40人程度の発症率で、患者数は全国に数万人と推定される。 なお、発症原因が外傷性疾患及び内分泌疾患等の場合は65歳になるまで介護保険は適用されない。

資料編

シルバー人材センター	高齢者に対して、いきがづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
生活支援コーディネーター	「地域支えあい推進員」とも呼ばれている。 「高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを果たす者」と定めている。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
前期高齢者	65歳以上75歳未満の高齢者。

た行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の住民。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期(昭和22年から昭和24年頃)に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025年(令和7年)には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに築っていく社会。
地域福祉コーディネーター	課題を抱えた人に対し、課題解決のため関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的に支援する人又は適切な専門機関につなぐ人
地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。
チームオレンジ	近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の方や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みのこと。

な行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内にいくつか設定される生活圏域。
認知症ケアパス	認知症の方やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。

認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の方やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
認定率	65歳以上の高齢者に占める要介護等認定者の割合。

は行	
フレイル	海外の老年医学の分野で使用されている英語の「Frailty」(フレイルティ)が語源となっている。「Frailty」を日本語に訳すと「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などを意味する。
保険給付費	介護保険サービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険料基準額	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料でまかなうべき費用(保険料収納必要額)を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したものの。

ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題(生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般)についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
メディカル・ケア・ステーション(MCS)	全国の医療介護の現場で利用されている地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツール。

や行	
要介護認定	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。 特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。
予防給付	「介護予防訪問看護」等、要支援1・2の対象者に実施される給付のこと。

第8期東松山市高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

2021（令和3）年3月

編集・発行 東松山市健康福祉部高齢介護課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL : 0493-23-2221 FAX : 0493-22-7731



東松山市